

子どもの居場所づくり活動への支援に関する相互連携協定

山形県（以下「甲」という。）、社会福祉法人山形県社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び山形県農業協同組合中央会（以下「丙」という。）は、すべての子どもの将来がその置かれた環境に左右されることなく、幸せに育ち、夢と希望をもって自立できる社会をつくることができるよう、子ども食堂や学習支援など子どもの居場所づくり活動（以下「子どもの居場所づくり活動」という。）への支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携して支援を行うことで、山形県内における子どもの居場所づくり活動が円滑に運営されるよう、連携内容その他必要な事項を定めるものとする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して取り組むこととする。

- （1）子どもの貧困対策に係る地域の子どもの見守り・支援活動の普及・啓発
- （2）子どもの居場所づくり活動団体への相談支援・情報提供
- （3）子どもの居場所づくり活動への食品・食材等の寄付の調整
- （4）子どもの居場所づくり活動の広報・周知
- （5）前各号に掲げるもののほか、甲、乙及び丙が必要と認める事項

（守秘義務）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動において、相手方より知りえた秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について相手方との間において守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は1年間とする。但し、本協定書の有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙及び丙のいずれかから申し出のないときは、有効期間満了の日の翌日からさらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定変更）

第5条 甲、乙及び丙のいずれかから、本協定内容の変更について申し出があったときは、その都度協議の上、必要な変更を行う。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、各自1通を保有するものとする。

令和3年6月7日

（甲）山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事

吉村美栄子

（乙）山形県山形市小白川町二丁目3番31号

社会福祉法人山形県社会福祉協議会
会長

玉木康雄

（丙）山形県山形市七日町三丁目1番16号

山形県農業協同組合中央会
代表理事会長

長澤豊